

海技士の身体検査基準(大型免状の場合)

検査項目	身体検査基準
視力 (五メートルの距離で 万国視力表による。)	①海技士(航海)の資格 視力(矯正視力を含む。)が両眼共に0.5以上あること。 ②海技士(機関)の資格 視力(矯正視力を含む。)が両眼で0.4以上あること。 ③海技士(通信)又は海技士(電子通信)の資格 視力(矯正視力を含む。)が両眼共に0.4以上であること。
色覚	船舶職員としての職務に支障をきたすおそれのある色覚の異常がないこと。
聴力	5メートル以上の距離で話声語を弁別できること。
疾病及び身体機能の 障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害により船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること。

お問い合わせは海上安全環境部船員労働環境・海技資格課まで
(082-228-8707)